

第 1 章 計画策定にあたって

1. 計画策定の目的

平成 28（2016）年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号。以下「促進法」という。）では、認知症、知的障害その他の精神上的の障害があるなど、判断能力などの問題で、日々の生活で当たり前のことが難しくなってきたときにも、本人・家族・同じ地域に住む人・同じ地域で活動する人など、すべての市民が支え合い、尊重しながら暮らすことのできる社会（地域共生社会）が必要であり、それを実現するための一手段として成年後見制度が位置づけられています。

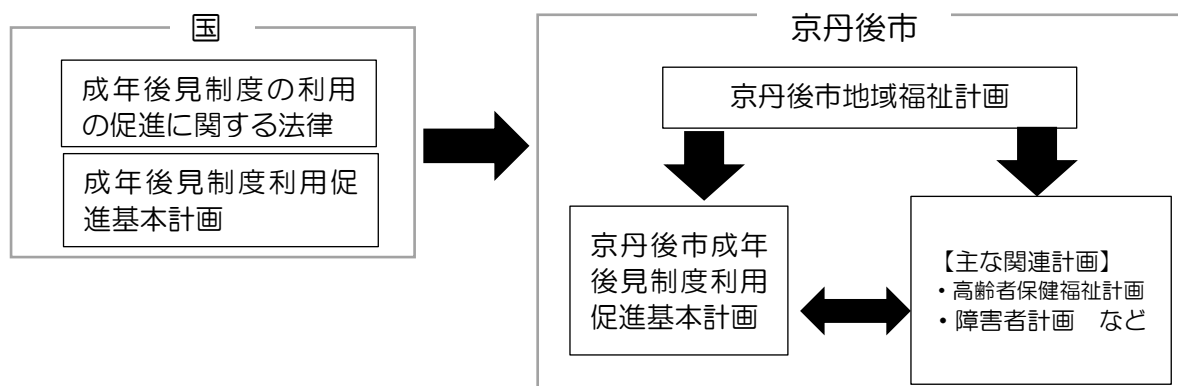
京丹後市においても、高齢化率の増加や家族形態の変化などにより、制度のはざま課題を抱える人や複合的な課題を持つ世帯が増えてくる中、早期に適切な支援につなげたり支えたりできる仕組みや地域づくりを進める必要があります。

こうしたことから、成年後見制度などの権利擁護支援を必要とする本人に対し、適切に支援につなぐことができる地域の仕組みづくりが重要となっており、市の責務として、京丹後市における仕組みづくりに向けた具体的な施策等を定め、段階的・計画的に推進していくため、本計画を策定します。

2. 基本計画の位置づけ

促進法第 14 条第 1 項において、市町村は、国の成年後見制度利用促進基本計画（以下「国基本計画」という。）を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされており、本計画は関連計画である「京丹後市地域福祉計画」（平成 29（2017）年度～令和 3（2021）年度）と一体的に連動して取り組み、「第 8 期京丹後市高齢者保健福祉計画」（令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度）、「第 3 次京丹後市障害者計画」（平成 30（2018）年度～令和 5（2023）年度）とその他関連計画との整合、連携を図ります。

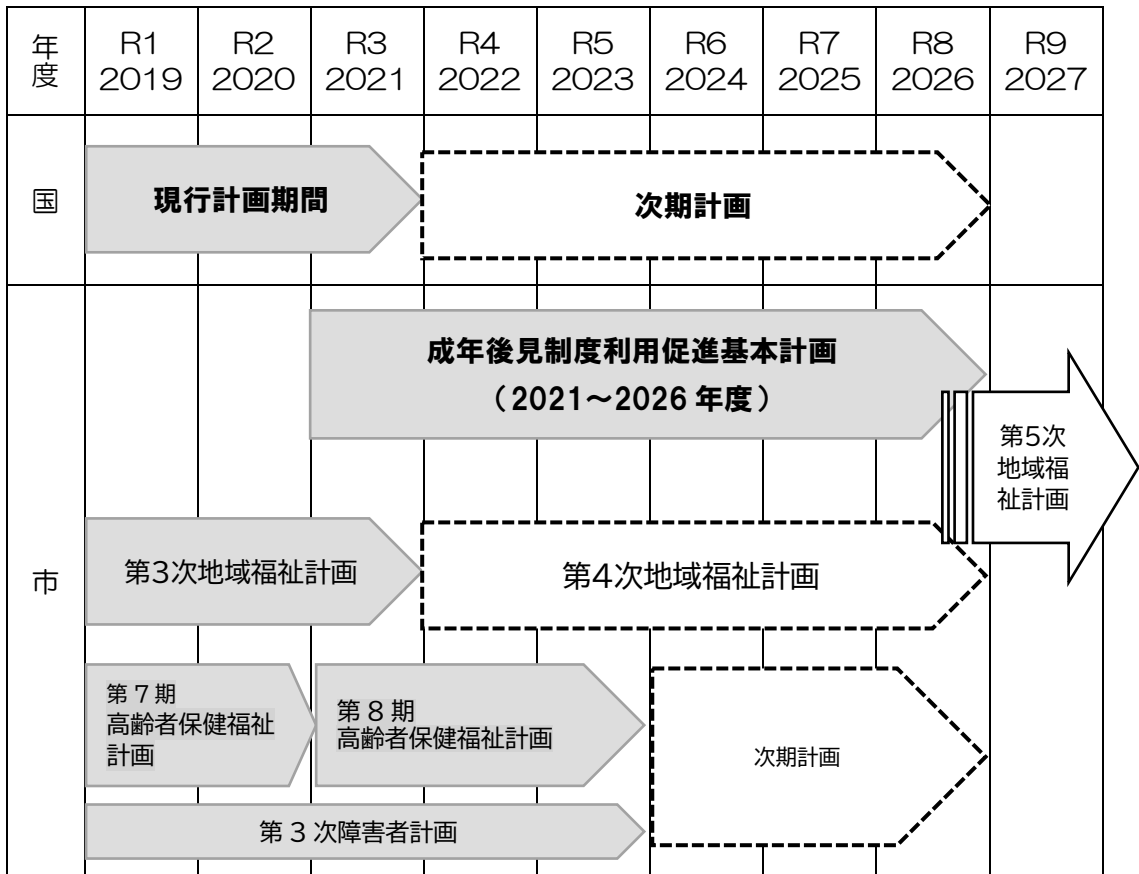
〈成年後見制度利用促進基本計画と他の計画との関係(イメージ)〉



3. 基本計画の期間

国基本計画は、令和3（2021）年度まで示されていますが、市においては、京丹後市地域福祉計画との統合を見据えて、令和8（2026）年度までを計画の期間として定めます。

なお、国等の動向を踏まえ、令和8（2026）年度以前に本計画を見直す可能性もあります。



4. 計画策定のための取組及び体制

京丹後市権利擁護支援体制あり方検討委員会（以下「あり方検討委員会」という。）において、国の基本指針に基づき、委員の意見を反映させ、計画内容の検討を行いました。

また、令和2年12月2日から12月18日には、意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、幅広い意見を聴取し、その反映に努めました。